

あなたの思いを
その1票に

選挙は18歳から

4月21日(日)は投票日です

— 登別市議会議員選挙 —

▶ 問い合わせ 登別市選挙管理委員会事務局
(☎⁰⁵9143)

選挙期日 (投票日)

4月21日(日) 7時~20時

告示日

4月14日(日)



※第9投票所(白樺の家)と第12投票所(札内高原館)の投票時間は18時までです。

◎投票できる方

選挙期日(投票日)当日、満18歳以上(平成13年4月22日までに生まれた方)の日本国民で、引き続き3カ月以上、登別市に住所を有している方

※投票する時点で登別市外に転出している場合は投票できません。

市内で住所が変わった場合

市内で住所が変わり、4月5日(金)までに転居の届け出を済ませた方は新住所の投票所で、4月6日(土)以降に転居の届け出をした方は旧住所の投票所での投票になります。

◎投票日に投票所にいけない方

仕事などで選挙当日(投票日)に投票所へ行けない方は、いずれか3カ所の期日前投票所で、選挙期日(投票日)前に投票することができます。

期日前投票所 ~イオン登別店でも期日前投票ができるようになりました~

投票所の名称	場所	投票期間
中央期日前投票所	登別市役所第2庁舎1階	4月15日(月)~20日(土) 8時30分~20時
イオン登別店期日前投票所	イオン登別店2階ギャラリー	4月15日(月)~17日(水) 9時~20時
鷺別期日前投票所	鷺別公民館1階	4月18日(木)~20日(土) 8時30分~19時

投票所入場券は、
4月13日(土)までに
郵送します。



※紛失などにより持参できない方も選挙人名簿への登録が確認できれば、投票することができます。

不在者投票制度について

一時的に他市町村に滞在している方や指定された病院・老人ホームなどに入院・入所している方、選挙期日に18歳に達する方が選挙期日前に投票することができる制度です。

在宅郵便制度について

身体に重度の障がいがある方、介護保険法上の要介護5の方で、投票所での投票が困難な方が自宅などから郵送で投票できる制度です。詳しくは問い合わせください。

北海道知事・北海道議会議員選挙の選挙期日(投票日)は、4月7日(日)です。
詳しくは、**広報のほりべつ**8月号や市公式ウェブサイトをご覧ください。

